

公益社団法人大分被害者支援センター定款

(平成15年7月30日)
(改定 平成18年9月20日)
(改定 平成20年4月 1日)
(改定 平成21年1月20日)
(改定 平成22年4月 1日)
(改定 平成28年4月 1日)
(改定 平成29年4月 1日)
(改定 令和 2年3月28日)
(改定 令和 2年5月23日)
(改定 令和 4年3月26日)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分被害者支援センター（以下「本センター」という。）という。

(事務所)

第2条 本センターは、主たる事務所を大分市東春日町1番1号に置く。

(目的)

第3条 本センターは、犯罪等の被害者並びにその家族及び遺族等（以下「被害者等」という。）に対して、総合的な支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって、被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する面接相談及び電話相談
- (2) 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業
- (3) 各種の被害者支援活動の調整及び連絡事業
- (4) 相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修事業
- (5) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (6) 被害者等の自助グループへの支援
- (7) 大分県下の被害者等の実態の調査及び研究事業
- (8) 被害者等の支援活動に関する広報及び啓発事業
- (9) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本センターの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本センターの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本センターに功労のあった個人、団体又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以

下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき又は団体が解散したとき

(2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

(3) 第10条の欠格事由に該当する場合

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において総正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

(1) 本センターの定款又は規則に違反したとき

(2) 本センターの名誉を傷つけたとき

(3) その他本センターの目的に照らし、不相当と認められる行為をしたとき

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(欠格事由)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は会員となれない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

(2) 人の生命又は身体を害する罪(過失によるものを除く。)を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(4) その他本センターの事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本センターに次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、複数名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によりこれを定める。

3 各理事及び監事について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第10号及び第11号に規定する基準に適合していなければならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事は、本センターの職員を兼ねることができない。

（役員職務）

第14条 理事長は、本センターを代表し、その業務を統括する。

2 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

(4) その他法令又はこの定款に定める事項

（役員任期）

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員解任）

第16条 役員解任は、総正会員の3分の2以上の議決に基づいてすることができる。

2 役員を解任しようとするときは、総会の決議の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（費用弁償等）

第17条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

（種別）

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第19条 総会は、本センターの正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、法令で定める事項を議決する。

（開催）

第21条 通常総会は、毎年度開始前及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的及び招集の理由を記載した書面により開

催の請求があったとき

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により開催の日の7日前（法人法第39条第1項ただし書に規定する場合は14日前）までに通知しなければならない。

3 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求があった日から6週間以内を会日とする臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第26条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 本センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事から、会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

4 理事長は、前条第2号の場合において、5日以内に、その請求があった日より14日内の日を会日とする理事会を招集しなければならない。

5 前条第2号の理事会の招集がないときには、その請求をした理事らは、理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(規定の準用及び決議の省略)

第34条 第24条及び第25条は、理事会にもこれを準用する。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費、賛助会費
 - イ 寄附金品
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ 財産から生ずる収入
 - オ その他の収入

(財産の管理)

第36条 本センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本センターの事業計画及びこれに伴う予算は、事業年度開始前に、理事長が事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、本センターの主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、2箇月以内に、事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録並びにこれらの附属明細書を理事長が作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得て、総会において承認を得なければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を本センターの主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を本センターの主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(事業年度)

第41条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第43条 本センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条の2 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条の3 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第44条 本センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第45条 職員の任免は、理事長が行う。ただし、重要な職員の選任及び解任は理事会の決議を必要とする。

(事務局の組織及び運営)

第46条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 顧問

(顧問)

第47条 本センターに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事会及び総会に出席して意見を述べるができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条の2 本センターの公告は、本センターの主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの事業を遂行するために必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本センターの最初の理事長は金子進之助、最初の副理事長は三井嘉雄とする。
- 4 この定款は、令和4年3月26日から施行する。